施設基準等に関する掲示事項

●個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、 領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行してい ます。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されてい ます。ご家族の方が代理で会計を行う場合も含めて、明細書を希望されない方は会計 窓口でお申し出ください。

●情報通信機器を用いた診療での向精神薬の取り扱い

当院では、情報通信機器を用いた診療の初診患者さん(初めての診療や長らく間隔が空いた方)に対して向精神薬の処方はいたしません。

●医療情報取得加算

当院では、医療情報取得加算を算定しています。

この加算は「オンライン資格確認を導入している医療機関の外来において、患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するもの」として位置づけられており、当院では以下の体制を有しています。

- オンライン資格確認
- 受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用した診療

●医療 DX 推進体制整備加算

当院では、医療 DX 推進体制整備加算を算定しています。

オンライン資格確認システム等により取得した医療情報等を活用して診療を行う他、 マイナ保険証の利用、今後は電子処方箋の発行等の医療 DX にかかる取り組みを導入 し実施していく予定です。

●歯科点数表の初診料

当院では「歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準(歯初診)について以下のとおり取り組んでいます。

- 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じています。
- 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保しています。
- ・歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されています。
- ・院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っています。

●歯科外来診療医療安全対策加算 1

当院では歯科医療に係る安全管理対策について下記のとおり取り組んでいます。

- 各種の医療安全に関する指針等の策定
- ・安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等を設置しています。 AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生キット、歯科用吸引装 置
- ロ腔内バキュームの設置や器具の交換などを通じて院内感染に対する配慮に努めています。
- ・緊急時の体制は当院内で整えています。

●一般名処方加算

当院は、一部の医薬品について医薬品メーカーを指定しない一般名処方を取り入れています。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

●後発医薬品使用体制加算

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院では、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

現在一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。安定供給に向け、以下の取組を実施しています。

- 当院は後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険療機関です。
- 医薬品の供給不足が発生した場合、治療計画の見直しを行います。
- ・医薬品の供給不状況によって投与する薬剤を変更する可能性があります。 必要に応じて、患者さんに説明を行います。ご不明な点などありましたらご相談 ください。

●地域医療体制確保加算

当院では、医師をはじめとする医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善のため、以下の取組を行っています。

病院勤務医の負担軽減に対する取組

- ・ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- 医師とその他職種(看護師、薬剤師、医療技術者等)との業務分担の実施・推進
- 医師事務作業補助者の活用
- 育児・介護休業法による短時間正規雇用医師の活用

看護職員の負担軽減に対する取組

- 他職種との業務分担 (看護補助者、医療アシスタント、医師事務作業補助者、受付事務職員等)
- 夜間看護補助者の導入

勤務環境等の改善

- ・院内保育所の充実(週2日、24時間保育の実施)
- 育児・介護休暇の取得促進、育児短時間勤務制度の利用促進
- 有給休暇、特別休暇取得推進

●外来腫瘍化学療法診療料 1

当院では、外来で抗がん剤治療を受ける患者さんが、安心・安全に治療を継続するために、以下の体制を整備しています。

- 医師、看護師又は薬剤師を院内に常時配置し、患者さんからの電話等による緊急の相談に24時間対応できる連絡体制を整備しています。
- 緊急時に患者さんが入院できる連絡体制を整備しています。
- 化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。この委員会は、化学療法化学療法に携わる診療科の医師、業務に携わる 看護師、薬剤師、管理栄養士、事務員で構成されています。

●院内トリアージ実施料

当院では、入院治療や手術などに対応できる二次救急機関として重症度の高い患者さんを優先して救急診療を行っています。

そのため、夜間、休日または深夜において、受診された初診の患者さん(救急車で緊急搬送された方を除く。)に対して、来院時に看護師或いは医師があらかじめ病状について確認させていただき、緊急度や重症度に応じて診療の優先度を決めるようにしております。これを「院内トリアージ」といい、実施した場合には、診療にかかる料金に「院内トリアージ実施料」を算定しております。

診療の順番は、緊急度や重症度によって決定することが原則ですので受付した順番と変わることがあります。場合によっては待ち時間が長くなることもありますことをご了承ください。